

浜松市ファミリー・サポート・センター会則

(名称)

第1条

本会は、浜松市ファミリー・サポート・センター(以下「センター」という。)という。

(事務局)

第2条

センターは、浜松市子育て情報センターの指定管理者が運営し、事務局を浜松市中央区中央三丁目4番18号浜松市子育て情報センター内に置く。

(センターの目的)

第3条 センターは、子育てのサポートを行いたい者と、子育てのサポートを受けたい者とを組織化し、地域における会員同士の子育てに関する相互援助活動(以下「サポート活動」という。)を行うことにより、仕事と子育ての両立支援や地域における子育て支援の推進を図ることを目的とする。

(センターの業務)

第4条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1)会員の募集、登録その他会員組織の運営に関する事。
- (2)サポート活動の調整に関する事。
- (3)サポート活動についての必要な研修及び指導に関する事。
- (4)会員間の交流の促進に関する事。
- (5)関係機関との連絡調整に関する事。
- (6)事業内容の周知、啓発に関する事。
- (7)前号に掲げるもののほか、センターの目的の達成に必要と認められること。

(会員)

第5条 1.会員は、センターの趣旨及びセンター会則を理解し、子育てのサポートを行いたい者(以下「まかせて会員」という。)と、子育てのサポートを受けたい者(以下「おねがい会員」という。)とであって、センターの承認を得た者とする。

2.会員は、次の各号に掲げる要件に該当する者でなければならない。

- (1)浜松市内に居住している事。
- (2)まかせて会員は、心身ともに健康で、サポート活動に理解と熱意を有する満20歳以上の者で、センターの実施する講習会を受講した者とする。
- (3)おねがい会員は、原則として生後57日以上の乳児から小学校6年生までの児童を有する者とする。

3.おねがい会員とまかせて会員は、これを兼ねることができる。(以下「どっちも会員」という)

(入会)

第6条 1.会員として入会しようとする者は、所定の申請書を提出し、センターの承認を受けなければならない。

2.センターは、入会を承認した時は、会員として登録し、会員証を発行する。

3.会員は会員情報の内容に変更が生じた時、又は会員証を紛失した時は、直ちにセンターへ届け出なければならない。

(会員の義務)

第7条 1.会員は、次の各号に掲げる義務を負う。

- (1)サポート活動を通じて知り得た会員及びその家族の情報を他に漏らしてはならない。当該守秘義務は退会後も継続する。
- (2)サポート活動を通じて、物品の販売もしくはあっせん、宗教活動、政治活動等を行ってはならない。

(3)期日までにセンターが指定する書類を提出しなければならない。

2.まかせて会員は、次の各号に掲げる義務を負う。

(1) サポート活動中は常に会員証を携帯し、おねがい会員その他関係者から要請された時は、これを提示する。

(2) サポート活動中の子どもの安全確保に努めなければならない。

(3) サポート活動中の子どもに異常が認められた時は、おねがい会員に連絡するとともに、状況に応じた適切な処置をとらなければならない。

(4)同時に複数のおねがい会員に対し、サポート活動を行ってはならない。

(保険)

第 8 条 1.会員は、サポート活動中の事故に備え、安心してサポート活動を行うためセンターが指定する保険に一括して加入するものとする。

2.会員は、サポート活動中に事故が生じた場合は、直ちにセンター等に連絡をしなければならない。

(会員の資格喪失)

第 9 条 1.会員は、次の各号に該当した時は、会員の資格を喪失する。

(1)退会の申し出をした時。

(2)市外に転出した時。

2.センターは、次の各号に該当した場合は、会員の資格を喪失させることができる。

(1)会員としてふさわしくない行為があった時。

(2)会員が第 7 条に定める義務に違反した時。

(3)故意または重大な過失により、センター及び会員に損害を与えた時。

(4)長期にわたり、サポート活動の実績がないと認められた時。

3.会員は、その身分を喪失した時は、直ちに会員証を返還または自分で破棄しなければならない。

(アドバイザー)

第 10 条 第 4 条に規定する業務を行うため、センターにアドバイザーを配置する。

(サポート活動の内容)

第 11 条 1.会員によるサポート活動の内容は、次の各号に掲げるものとする。

(1)保育施設等の開始時間まで子どもを預かること。

(2)保育施設等の終了時間後、子どもを預かること。

(3)保育施設等への子どもの送迎を行うこと。

(4)冠婚葬祭等、保護者の都合により一時的に子どもを預かること。

(5)保育施設等の休日その他の事由がある場合において、臨時的に子どもを預かること。

(6)あらかじめ準備が整い、軽易かつ短期的で補助的なものであること。

(7)その他子育て支援のために必要であり、まかせて会員とおねがい会員との間で合意の得られたサポートを行うこと。

2.前項のサポート活動のうち、子どもの預かりは、原則としてまかせて会員の自宅において行うものとする。ただし、まかせて会員とおねがい会員との間で合意がある場合は、この限りではない。

3.子どもが病気またはその回復期にある場合は、サポート活動は行わないものとする。

4.子どもの宿泊等、センターの趣旨にそぐわないサポート活動は行わないものとする。

5. サポート活動の対象者は、おねがい会員が登録した子どもとし、1回のサポート活動の対象は原則として1人とする。ただし、兄弟姉妹等複数の子どもに対するサポート活動が合理的であると認められる時は、3人を限度として対象とすることができます。

6.警報発令時や自然災害時等、サポート活動を行うことが危険と判断される場合のサポート活動は行わないものとする。

(サポート活動の時間)

- 第12条 1. サポート活動の時間は、原則として午前7時から午後7時までの間とする。ただし、特別な事情がある場合は、会員同士の合意の下、午前6時～午後9時までの間でサポート時間を変更することができる。
2. サポート活動時間は、1時間を単位とし、1時間を超える場合は30分を単位とする。
3. サポート活動を当日の申し出により延長することは、原則として認めない。ただし、まかせて会員の了承を得た場合はこの限りではない。
4. サポート活動時間とは、次の各号に掲げる時間という。

(1)子どもをまかせて会員の自宅において預かる場合は、まかせて会員が子どもを預かった時から、おねがい会員が迎えに来た時までとする。

(2)保育施設等への送迎の場合は、まかせて会員が活動を開始するために自宅を出た時から、子どもを引き渡した後、まかせて会員が自宅に帰り着いた時までとする。

(3)子どもをまかせて会員の自宅以外で預かる場合は、子どもの預かり時間にまかせて会員の移動時間を含める。

(サポート活動の実施方法)

第13条 1.会員は、サポートを必要とする場合には、センターに対してサポートの依頼の申込みをするものとする。ただし、センターが認める場合については、この限りではない。

2.前項の申込みは、原則としてサポート活動を必要とする日の2か月前から5日前までの間に行うものとする。申込みをキャンセルする場合はわかり次第連絡する。

3.報酬等の支払いは、サポート活動終了後、会員相互で行う。キャンセル料金等、後日支払いを行う場合は、おねがい会員が支払いに行くものとする。

4.センターは、おねがい会員からのサポートの申込みについて、サポートの内容、日時等を詳細に確認の上、申込みの内容にふさわしいと認められるまかせて会員に連絡する。

5.おねがい会員は、前項による依頼内容以外のサポートを求めてはならない。

6.おねがい会員は、サポートの内容等について、まかせて会員と事前に打ち合わせを行う。ただし、打ち合わせの必要がないとセンターが認める場合については、この限りではない。

7.まかせて会員は、サポート活動実施後、援助活動報告書に記入し、おねがい会員の確認を受けなければならぬ。

8.まかせて会員は、前項の援助活動報告書を翌月の5日までにセンターに提出するものとする。

(報酬等)

第14条 おねがい会員は、サポート活動終了後、まかせて会員に対して、サポート料金の基準（リンク <https://www.hamamatsu-pippi.net/contents/7798.html>）に従って報酬等を支払うものとする。

(研修等)

第15条 まかせて会員及びどっちも会員は、センターの指定する研修等を受講しなければならない。

附則

1.本会則は、令和7年4月1日から施行する。

2.浜松市ファミリー・サポート・センター会則(平成26年4月1日施行)は廃止する。